

# 設計書

令和 6 年度

名 称 芦田川流域下水道 芦田川浄化センター  
3系水処理設備No.11最初沈殿池汚泥掻寄機等修繕業務

場 所 福山市箕沖町106番地

設計年月 令和 7年 2月 設計

公益財団法人 広島県下水道公社 福山支所

芦田川浄化センター

## 概 要

3系水処理設備管廊消泡水配管及びNo.11最初沈殿池汚泥掻寄機グリッパ配管の修繕業務を実施する。





第1号 内訳書 (機器費)

名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
					円	円	
消火水配管工場製作費							
鋼管		SGPW-B150A5.5m/本	本	2			
鋼管		SGPW-B65A5.5m/本	本	1			
異径チーヌ		SGPW-E G150A×150A×65A	個	1			
板フランジ		SS400 (白) 65A10KF	枚	1			
板フランジ		SS400 (白) 150A10KF	枚	4			
仕切弁		65A10KF	台	1			
全面パッキン		65A10K EPDM3 t	枚	2			
全面パッキン		150A10K EPDM3 t	枚	3			
半ネジボルトナット		M16×60L	組	8			
半ネジボルトナット		M20×75L	組	24			
消火水配管工場整備費		塗装、耐圧試験含む	式	1			
計							



第3号 内訳書 (労務費)

名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
No.11 最初沈殿池汚泥掻き機グリッス配管修繕							
グリッス配管撤去・据付		機械設備据付工	人		円	円	
グリッス充填作業		設備機械工	人				
小計							
消泡水配管修繕							
機材段取り		設備機械工	人				
消泡水配管寸法取り		設備機械工	人				
消泡水配管撤去		設備機械工	人				
消泡水配管据付		設備機械工	人				
消泡水配管水張・漏水試験		機械設備据付工	人				
小計							



第4号 内訳書 (機械経費)

名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
No.11 最初沈殿池汚泥掻き機グリズ配管修繕							
軽微な機械器具損料			式	1		0	(労務費) × (積算要領) 0 × 0.02
資材運搬車両		ユニック車	日	8	30,800	246,400	資材設計単価表 R6/8 P121
機材運搬工		25tターゲロン	日	2	44,400	88,800	0 R6/8 P121
小計						335,200	
消泡水配管修繕							
軽微な機械器具損料			式	1		0	(労務費) × (積算要領) 0 × 0.02
資材運搬車両		ユニック車	日	4	30,800	123,200	資材設計単価表 R6/8 P121
小計						123,200	
合計						458,400	

# 仕 様 書

1. 名 称  
芦田川流域下水道 芦田川浄化センター  
3系水処理設備No.11 最初沈殿池汚泥掻き機等修繕業務
2. 場 所  
福山市箕沖町106番地
3. 期 間  
契約締結の翌日から令和8年3月31日迄とする。
4. 概 要  
仕様図面及び修繕業務内容に示す、汚泥掻き機等の取替修繕及び調整を行う。
5. 提出書類  
別紙修繕工事提出書類一覧表のとおり。
6. 特記事項
  - (1) 修繕の実施内容については、機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、日本下水道事業団の機械設備工事一般仕様書・電気設備工事一般仕様書及び日本工業規格（JIS）に基づく対象機器の設備基準に従うものとする。
  - (2) 修繕中に予測されなかった著しい摩耗損傷の箇所があるなどの事態が生じた場合、監督員と協議のうえ措置を講じるものとする。
  - (3) 作業内で発錆部分があればケレン後、補修塗装を実施すること。
  - (4) 全修繕が完了したときは、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃、後片付けを行うこと。また、交換済及び撤去部品についても受注者にて責任を持って処理、処分すること。
  - (5) 本修繕において、1年以内に交換部品及び施工調整に起因し、不良箇所が発生した時は、受注者にて誠意をもって対処すること。また、当社の年点検において異常箇所が発見されたときも同様とする。
  - (6) 受注者は、修繕にあたって設備の運転保守管理者（JV）と工程及び施工方法等を協議・確認の上、施工のこと。

## 業務内容

No.

### 1. 修繕概要

3系水処理設備最初沈殿池管廊消泡水配管及びNo.11最初沈殿池汚泥掻寄機  
グリス配管の修繕及び調整を行う。

### 2. 修繕内容

(1) No.11最初終沈殿池汚泥掻寄機グリス配管の修繕を実施する。

ステンレス鋼管（15A）の水中部を更新する。

グリス充填後試運転調整を実施する。

(2) 3系水処理設備最初沈殿池管廊消泡水配管修繕

消泡水配管（150A, 65A）の更新工事を実施する。

### 3. その他

本修繕業務は設備の運転保守管理業者（JV）と工程及び施工方法等を  
協議・確認の上、施工のこと。

## 一 般 事 項

### 1 適 用

この仕様書は、(公財)広島県下水道公社が発注する修繕業務の実施に適用する。

また、様式については(公財)広島県下水道公社HPを参考とする。

<http://www.kengesui-hiroshima.or.jp/download-paper/index.html>

### 2 提出書類

「別紙－提出書類」による。

### 3 承諾書の提出

本業務に使用する機器・資材等の製作及び手配並びに施工については、発注者が必要と認めた場合、承諾図書等により承諾を受けた後に着手するものとする。

### 4 完成図書の提出

(1) 本業務の完成図書の提出部数は、発注者との協議により変更できるものとする。

(2) 完成図書には、完成図、取扱説明書、試験成績表、業務報告書及びその他必要書類をすべて網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務施工場所を記した配置図を添付する。

(3) 完成図書はA4版ファイルを使用し、背表紙に施工年度、業務名、受注者名を記載する。

### 5 現場作業の注意事項

(1) 本業務の現場着手前には、監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないように施工するものとする。

また、必要に応じて、施工計画書、詳細工程表及び作業手順書類を提出し、監督員の承諾を得ることとする。

(2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。(施設の通常勤務日、勤務時間内以外は、原則として業務を実施しない日及び時間とする。)

(3) 本業務において使用する業務用水及び業務用電力は、施設の運転に支障のない限り施設のものを使用することができる。なお、使用にあたっては、極力節減に努めること。

### 6 設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

### 7 安全管理

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図らねばならない。

(2) 業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)を遵守して公衆災害防止に努めなければならない。

### 8 本業務に関わる法令及び日本工業規格等の規格は、これを遵守しなければならない。

### 9 業務妨害等を行う圧力団体等の不当介入に対して、適切な処置を講じ、警察から「被害受理証明書」が交付され、かつ工程調整を行ったにもかかわらず、業務期間に遅れが生じるおそれがある場合は、業務期間延期を求める書類に、当該証明書を添付し提出しなければならない。

### 10 廃材処分等

本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物及び屑・がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理し、業務完了時には中間処理までの、マニフェストA・B<sup>2</sup>票(排出事業者送付用)の写しを提出しなければならない。

また、最終処分終了後にD・E票の写しを提出しなければならない。

No.	書類名	添付書類	該当する請負契約附帯条項等	部数	提出期限	作成者	
契約関係書類	1	業務計画書【内容変更及び変更契約の場合対象となる変更時の書類を提出】	工程計画書・職務分担表・緊急連絡体制表	2条関係	2	契約締結後14日以内	受注者
	2	請負代金内訳書【変更契約の場合も提出】		2条の2関係	1	契約締結後14日以内	受注者
	3	施工体制台帳・施工体系図（2次下請以降は再下請負通知書）【内容変更及び変更契約の場合も提出】	作業員名簿・建設業許可の写し・注文書・注文請書・下請け基本契約約款・技術者の該当資格証の写し又は実務経歴書・雇用形態が確認できる書類の写し	6条の2関係	1	その都度	受注者
	4	監督員（権限分担・権限委任）通知書【内容変更及び変更契約の場合変更時の書類を提出】		9条関係	1	契約後ただちに	発注者
	5	現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届【内容変更した場合同書類再提出、契約変更の場合対象となる変更時の書類を提出】	技術者の該当資格証の写し又は実務経歴書・雇用形態が確認できる書類の写し・誓約書（兼務に関する）	10条関係	1	契約締結後14日以内	受注者
	6	業務内容変更・業務一時中止通知		18・19条関係	1	その都度	発注者
	7	業務期間延長（短縮）申請書		20・21条関係	1	その都度	受注者（発注者）
	8	業務期間の変更について（協議）		22条関係	1	その都度	発注者
	9	請負金額の変更について（協議）		23条関係	1	その都度	発注者
	10	変更協議に係る承諾書		22・23条関係	1	その都度	受注者
	11	完了通知書（修補完了届）		30条関係	1	契約業務期間終了14日前までに	受注者
	12	検査調書（修補調書）		30条関係	1	検査合格後	発注者
	13	引渡書		30条関係	1	検査合格後	受注者
	14	請求書		31条関係	1	検査合格後	受注者
業務監理書類	1	業務打合せ簿			2	必要に応じ	発注者・受注者（1部返却）
	2	施工計画書（請負金額250万円以上）			2	その都度	受注者
	3	承諾図（分解整備部品は除く）			2	必要に応じ	受注者（1部返却）
	4	材料確認書			2	その都度	受注者
	5	段階確認書			2	その都度	受注者
	6	作業日報兼作業計画（入退場報告）書			1	その都度	受注者
	7	休日作業届			1	2日前まで	受注者
	8	事故発生報告書			1	その都度	受注者
完成図書書類等	1	完成図書（業務報告書）			2	完了通知時	受注者
	2	業務写真帳（A4版）			2	完了通知時	受注者
	3	検査試験成績表			2	必要に応じ完了通知時	受注者
	4	マニフェストの写し			2	必要に応じ完了通知時	受注者
	5	CADデータ（JWW、DXF、SXF）等			2	監督者の指示の下必要に応じて	受注者

（注記）  
 は、公社指定様式を使用すること。  
 「（公財）広島県下水道公社 修繕業務請負契約附帯条項」に基づく書類において、指定様式の無いものは別途作成すること。  
 部数は、必要に応じて「（特記）仕様書」により変更することがある。